

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	内閣のインテリジェンス体制の現状と今後の動向 ～国家情報局等の創設とインテリジェンス機能強化の関係性等～
著者 / 所属	柿沼 重志・河村 健太郎 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	252号
刊行日	2026-3-26
頁	1-25
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r08pdf/202625201.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

内閣のインテリジェンス体制の現状と今後の動向

～国家情報局等の創設とインテリジェンス機能強化の関係性等～

内閣委員会調査室 柿沼 重志・河村 健太郎

《要旨》

本稿では、まず、インテリジェンスとは何かに加え、内閣のインテリジェンス体制の現状等について内閣情報調査室を中心に整理する。次に、令和7年10月20日の「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」で掲げられたインテリジェンス政策の内容について整理するとともに、今後のインテリジェンス政策に関する課題や論点を示すこととする。

1. インテリジェンスとは何か¹

令和7年10月20日の「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」（以下「連立政権合意書」という。）では大きく12の政策が示された。そのうち5つ目にはインテリジェンス政策が挙げられており、国家情報局の創設を始めとして、計6項目の記載がなされている（4. 連立政権合意書を踏まえた動向を参照）。

そもそもインテリジェンスとは何かについて、小林良樹明治大学公共政策大学院特任教授は、「政策決定者が国家安全保障上の問題に関して判断を行うために政策決定者に提供される、情報から分析・加工された知識のプロダクト、あるいはそうしたプロダクトを生産するプロセス²」としている³。我が国に複数

¹ 本稿は、令和8年3月4日の脱稿時点までの情報に基づき執筆している。

² 小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』（講談社 令7.4）70～71頁。なお、同特任教授は「インテリジェンスという概念に関して、世界中で普遍的に認められている通説的な理論上の定義を示すことは困難である。この背景には、各国において『インテリジェンス組織』と称される組織の機能や特徴が極めて多様であるという実態があり、その結果として、実務上の実態から帰納的に導き出される学術理論上の定義も多様化せざるを得ないという状況があると考えられる」としている。

³ インテリジェンスと実務的に関連していると考えられるものとして、防諜（カウンターインテリジェンス：国外からのインテリジェンス活動による自国に対する脅威を把握し、対抗措置を採ること）や秘密工作活動（外国の政府の信頼や評判等に打撃を与えるようなプロパガンダ活動等）があるとされる（小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』（講談社 令7.4）232～258頁を参照）。

存在する情報コミュニティ省庁の扇の要としての役割を担っているとされる内閣官房内閣情報調査室（2. 内閣情報調査室の機能、組織体制を参照）も、同特任教授による定義をインテリジェンスの一般的な定義として紹介している⁴。

なお、平成18年に、質問主意書で「諜報とインテリジェンスは意味内容を同じくすると考えているのか」について問われた政府は、「インテリジェンスとは、一般に、知能、理知、英知、知性、理解力、情報、知的に加工・集約された情報等を意味するものと承知している。諜報とは、一般に、秘匿されている情報を入手して知らせること又はその知らせを意味するものと承知している」との答弁書を閣議決定している⁵。

さらに、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）では、安全保障に関わる総合的な国力の主な要素として、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力の5つが挙げられている⁶。同戦略でいう情報力とインテリジェンス能力はほぼイコールの概念と言えよう。

なお、オシント⁷、ヒューミント⁸、テキント⁹、シギント¹⁰、ジオイント¹¹といった素材情報（インフォメーション）の情報源や収集方法に着目したインテリジェンスの分類が存在する¹²。

⁴ 内閣官房『内閣官房内閣情報調査室採用案内2025』5頁

⁵ 内閣衆質164第122号（平18.3.14）

⁶ 「国家安全保障戦略」では情報力に関して「急速かつ複雑に変化する安全保障環境において、政府が的確な意思決定を行うには、質が高く時宜に適った情報収集・分析が不可欠である。そのために、政策部門と情報部門との緊密な連携の下、政府が保有するあらゆる情報収集の手段と情報源を活用した総合的な分析により、安全保障に関する情報を可能な限り早期かつ正確に把握し、政府内外での共有と活用を図る。また、我が国の安全保障上の重要な情報の漏洩を防ぐために、官民の情報保全に取り組む」としている。

⁷ O S I N T（Open Source Intelligence）：公開情報（インターネット等）から誰でも自由に入手可能な素材情報に基づくインテリジェンス。

⁸ H U M I N T（Human Intelligence）：人的情報から収集された、あるいは提供された素材情報に基づくインテリジェンス。

⁹ T E C H I N T（Technical Intelligence）：技術的な手法によって収集された素材情報に基づくインテリジェンス。

¹⁰ S I G I N T（Signals Intelligence）：テキントの一種。信号（傍受した電話等の通信内容）から収集される素材情報に基づくインテリジェンス。

¹¹ G E O I N T（Geospatial Intelligence）：テキントの一種。画像情報や地理情報を加工・分析することにより、地球上の物理的な動きや地理的な形状を解明・分析し、あるいは視覚的に表示すること。このうち画像から得られる素材情報に基づくインテリジェンスのことをイミント（I M I N T：Imagery Intelligence）という。

¹² 脚注7～11の説明は、小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』（講談社 令7.4）170～172頁を参照。なお、これらの分類は必ずしも相互に排他的ではないとされている。

2. 内閣情報調査室の機能、組織体制

(1) 内閣情報調査室の機能と沿革

内閣情報調査室は、内閣の重要政策に関する情報を収集・分析して官邸に報告し、官邸の政策決定と遂行を支援する、官邸直属の情報機関である¹³。

その沿革は、昭和 27 年に総理府に設置された内閣総理大臣官房調査室に遡る。その後昭和 32 年には、内閣官房及び総理府の組織改編により、内閣総理大臣官房調査室が廃止され、内閣官房に内閣調査室が設置された。そして昭和 61 年には、内閣官房の組織再編により、内閣調査室が廃止され、内閣情報調査室が設置された。

それ以降も組織体制強化のため、平成 8 年には内閣情報集約センターの設置、平成 13 年には内閣情報官¹⁴の設置（内閣情報調査室長からの格上げ）や内閣衛星情報センター¹⁵の設置が行われてきた。

平成 18 年 12 月には、情報機能強化検討会議とカウンターインテリジェンス推進会議が、それぞれ内閣官房長官を議長として内閣に設置された。情報機能強化検討会議は、官邸における情報機能の強化を検討し、平成 20 年 2 月に「官邸における情報機能の強化の方針」を決定した¹⁶。これを受け、平成 20 年 4 月には、特定の地域又は分野に関する特に高度な分析に従事する内閣情報分析官と、それを支援する内閣情報分析専門官が、内閣情報調査室に置かれることとなった。

カウンターインテリジェンス推進会議では、政府におけるカウンターインテリジェンス機能の強化に向けた検討を行い、平成 19 年 8 月に「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を決定した。これを受け、平成 20 年には、外国の情報機関による諜報活動から我が国の重要な情報、職員等を保護すること等を行うカウンターインテリジェンス・センターの設置が行われた。

¹³ 内閣官房組織令（昭和 32 年政令第 219 号）第 4 条の規定により、内閣官房の所掌する事務のうち、「内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む）」等をつかさどる。

¹⁴ 内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 19 条の規定により内閣官房に 1 人置かれる特別職の国家公務員。内閣情報調査室の事務を掌理する。

¹⁵ 情報収集衛星の開発・運用、画像情報の収集・分析を行う組織。

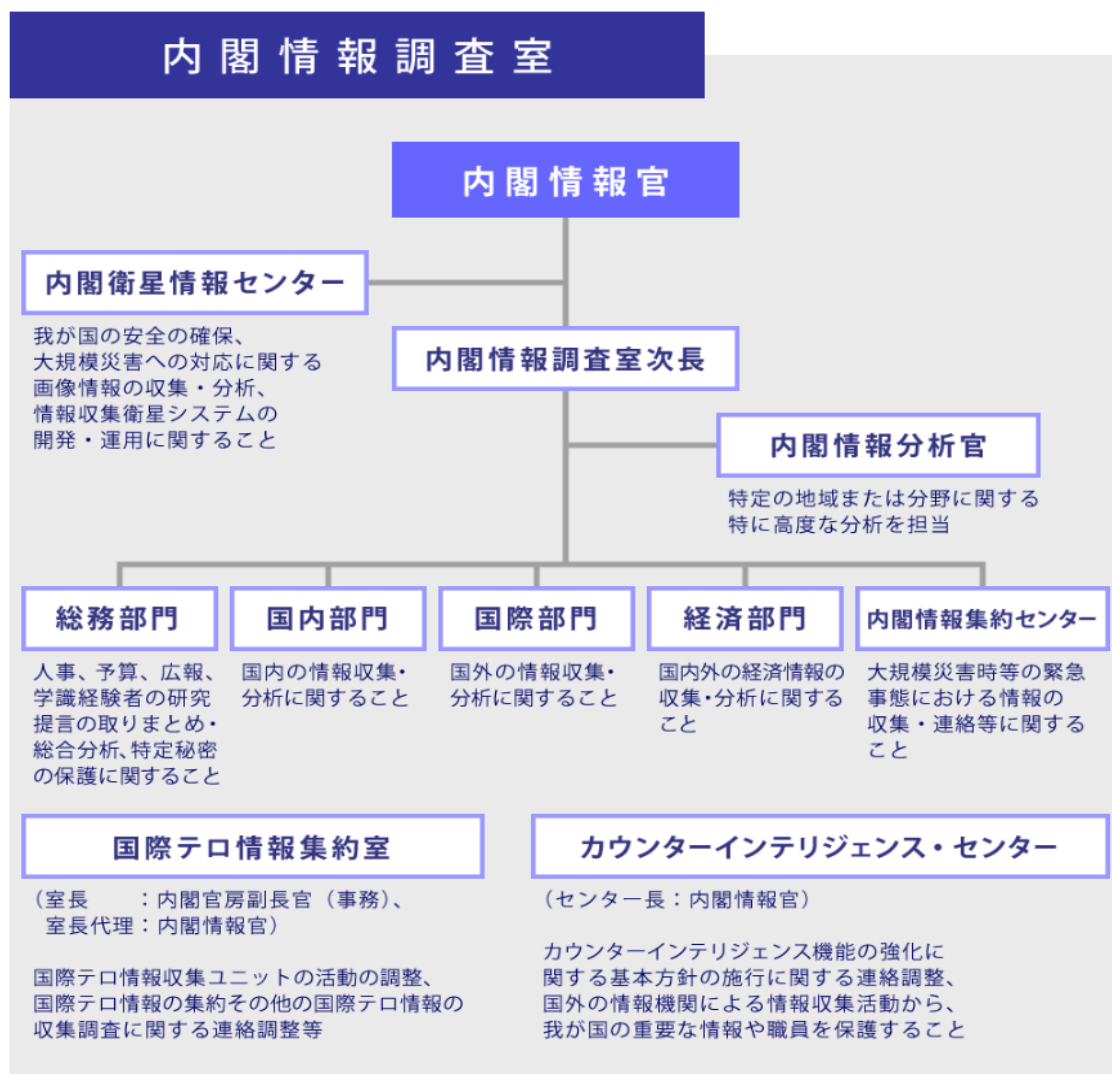
¹⁶ なお、インテリジェンスをめぐる当時の空気感について、町村信孝内閣官房長官（当時）は、「インテリジェンスといったような話をすると、それだけで猛烈にマスコミにたたかれる、あるいはとてもこの議論をするだにおぞましいというか、とてもアンタッチャブルみたいな雰囲気があったが、その辺の雰囲気が変わってきたのかなという気がしている」旨の答弁をしている（第 169 回国会参議院内閣委員会会議録第 2 号 12 頁（平 20. 3. 25））。

このほか、平成 27 年にはシリアにおける邦人テロ殺害事件¹⁷等を踏まえ、我が国における国際テロ情報収集・集約体制の抜本的強化が必要であるとの認識の下、国際テロ情報集約室¹⁸の設置が行われている。

(2) 内閣情報調査室の組織体制や人員規模・予算規模

現在の内閣情報調査室の組織体制は以下のとおりとなっている（図表 1）。

図表 1 内閣情報調査室の組織図



(出所) 内閣情報調査室ウェブサイト

¹⁷ イスラム過激派組織「I S I L」に邦人 2 名が拘束され、殺害されるに至った事件。

¹⁸ 外務大臣の指揮下にある国際テロ情報収集ユニット（CTU-J）の活動調整や国際テロ情報の収集・集約等を行う組織（室長は内閣官房副長官（事務））。

内閣情報調査室の人員規模は、令和7年4月1日現在で、本室の定員が268名、内閣衛星情報センターの定員が238名で合計506名となっている¹⁹。また、内閣情報調査室（本室）の予算は約38.4億円であるのに対し、内閣衛星情報センターの予算は約622.3億円であり、約16倍となっている（令和8年度予算）。

3. 内閣のインテリジェンス体制

内閣のインテリジェンス体制を第一に支えているのは、官邸直属の情報機関として、内閣の重要政策に関する情報の収集・集約・分析を行う内閣情報調査室であるとされる。

また、我が国の情報コミュニティ省庁は、その要となる内閣情報調査室のほか、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省の4省庁、そして拡大情報コミュニティ²⁰と称される金融庁、財務省、経済産業省、海上保安庁の4省庁の計9機関が存在するとされ、これらが相互に緊密な連携を保ちつつ、情報収集・分析活動に当たっているとされる（図表2）。

図表2 我が国の情報コミュニティ



（出所）内閣情報調査室ウェブサイト

¹⁹ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第6号9頁（令7.4.10）。この数字は、定員上の数字であり、実員ではない（他省庁からの併任者は含まれない）。なお、令和8年3月3日の衆議院予算委員会で、木原内閣官房長官からは内閣情報調査室の実員は今約680名で、そのうちプロパーの職員は3分の1程度になっている旨の答弁があった（第221回国会衆議院予算委員会議録第4号（令8.3.3））。

²⁰ 平成20年3月28日の閣議決定によって追加された。

また、情報コミュニティ各省庁が収集・分析した情報を集約し、内閣の立場から、総合的な評価、分析を行っていると言われるのが、内閣情報会議や合同情報会議（いずれも内閣情報調査室が事務局の役割を担う）である（図表3）。

図表3 内閣情報会議と合同情報会議

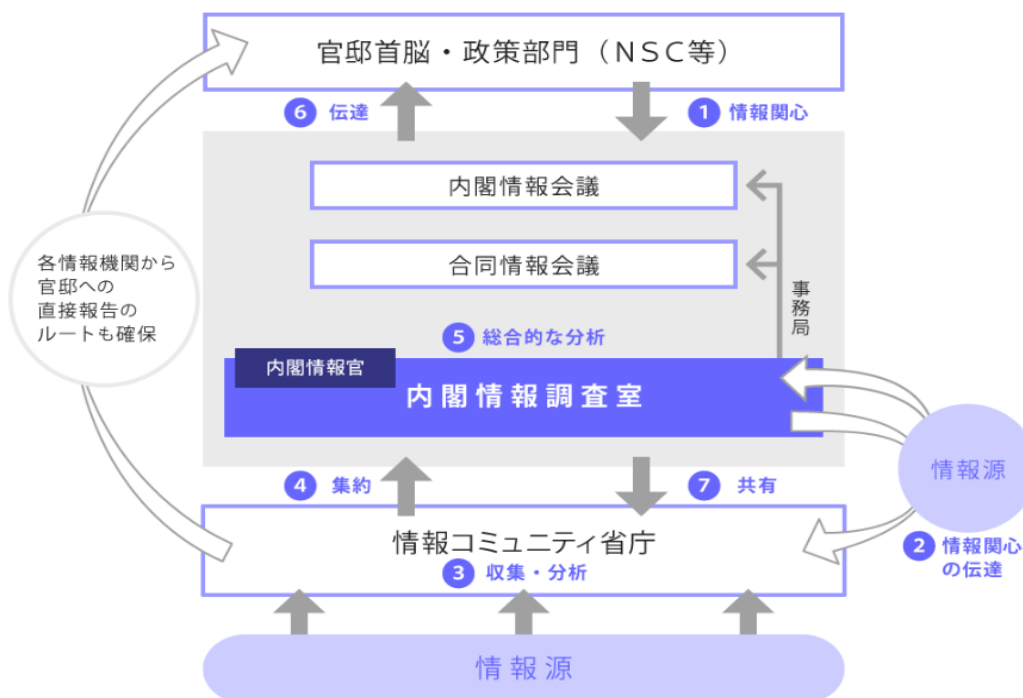
内閣情報会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は内閣官房長官 ・構成員は内閣情報官、官邸政策部門の代表（内閣官房副長官、内閣危機管理監等）、情報コミュニティ省庁の事務次官級 ・原則として年2回開催され、情報関心の提示、成果の報告等が行われる
合同情報会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は内閣官房副長官（事務） ・構成員は内閣情報官、情報コミュニティ省庁の局長級 ・情報評価書^(注)を策定し、内閣情報会議に報告

(注) オール・ソース・アナリシス（政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析）によって、内閣情報分析官が原案を作成。

(出所) 内閣情報調査室ウェブサイト等より作成

これらを踏まえ、内閣のインテリジェンス体制を図式化すると以下のとおりとなる（図表4）。

図表4 内閣のインテリジェンス体制（概観図）



(注) NSC (National Security Council) は国家安全保障会議のことであり、議長は内閣総理大臣。

(出所) 内閣情報調査室ウェブサイト

①情報関心→②情報関心の伝達→③収集・分析→④集約→⑤総合的な分析→⑥伝達→⑦共有という一連の流れはインテリジェンス・プロセス（サイクル）と呼ばれる。

小林良樹明治大学公共政策大学院特任教授は、「インテリジェンス・プロセスは、政策決定者を始点として開始されると考えられる。こうした考え方は、『インテリジェンスとは政策決定プロセスを支援するためのものである』との認識（「政策からのリクワイアメント〔要求〕優先」の考え方）に基づくものである」とした上で、「インテリジェンスの生産過程が開始されるには、まず政策決定者が何らかのインテリジェンスへの必要性を認識し、インテリジェンス・コミュニティに対してインテリジェンスのリクワイアメントを付与する必要があると考えられる」としている²¹。図表4でいえば、政策決定者である官邸首脳・政策部門（国家安全保障会議（NSC：National Security Council）等）が情報関心を示す、つまり、インテリジェンス・コミュニティに対しリクワイアメント（要求）を出すことがインテリジェンス・プロセス（サイクル）の始点になる。

なお、NSCの事務局機能を担う国家安全保障局（NSS：National Security Secretariat）に対しては、「政策部門内の統合機能を強化し、リクワイアメントの明確化を促した」といった肯定的な評価も見られる²²。その一方で、日本のインテリジェンス体制について、内閣情報官及び内閣情報調査室の権限が米国の国家情報長官（DNI：Director of National Intelligence²³）などと比較して限定的で、インテリジェンス・コミュニティ運営の素養に長けた幹部人材が不足しているとの指摘もある²⁴。

4. 連立政権合意書を踏まえた動向

連立政権合意書においては、インテリジェンス政策について次の6点が挙げられた（図表5）。

²¹ 小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』（講談社 令7.4）95～96頁

²² 小林良樹「インテリジェンス組織構築に何が必要か」『外交』Vol.80 Jul./Aug. 2023 70頁

²³ 国家情報長官は米国インテリジェンス・コミュニティ全体の統括者であるとともに、大統領に対する第一次的なインテリジェンス・アドバイザーの任務を担うとされている（小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』（講談社 令7.4）144頁）。

²⁴ 小林良樹「インテリジェンス組織構築に何が必要か」『外交』Vol.80 Jul./Aug. 2023 70頁

図表5 連立政権合意書で掲げられた政策

- ① わが国のインテリジェンス機能が脆弱であり、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であるという認識を共有し、総合的なインテリジェンス改革について協議し、合意した施策について実行する。
- ② 令和8年通常国会において、内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、「国家情報局」及び「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門及び情報部門を同列とするため、「国家情報局」及び「国家情報局長」は、「国家安全保障局」及び「国家安全保障局長」と同格とする。
- ③ 現在の「内閣情報会議」（閣議決定事項）を発展的に解消し、令和8年通常国会において、「国家情報会議」を設置する法律を制定する。
- ④ 令和9年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。
- ⑤ 情報要員を組織的に養成するため、令和9年度末までにインテリジェンス・コミュニティ横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。
- ⑥ インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法及びロビー活動公開法等）について、令和7年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

（出所）「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」（令7.10.20）

①に関して、高市内閣総理大臣は、令和7年11月4日の衆議院本会議及び11月6日の参議院本会議で「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、政府全体のインテリジェンスに関する国家機能の強化が急務である」旨の答弁を行っている²⁵。また、木原内閣官房長官は、同年11月19日の衆議院内閣委員会で「我が国は、現在、インテリジェンス機能が脆弱であるというふうに国内外から評価されていることについて、政府全体のインテリジェンス司令塔機能の強化が急務である、そういう認識である」旨の答弁を行っている²⁶。

さらに、木原内閣官房長官は、同年11月20日の参議院内閣委員会で「インテリジェンス機能の強化を検討するに当たっては、憲法に保障された国民の権利に十分に配慮すべきだと、そのように考えている」旨の答弁を行っている²⁷。

②及び③に関して、高市内閣総理大臣は、令和7年11月4日の衆議院本会議及び11月6日の参議院本会議で、「国家情報局の創設について、政府としても、

²⁵ 第219回国会衆議院本会議録第3号23頁（令7.11.4）及び第219回国会参議院本会議録第4号26頁（令7.11.6）

²⁶ 第219回国会衆議院内閣委員会議録第2号27頁（令7.11.19）

²⁷ 第219回国会参議院内閣委員会議録第2号16頁（令7.11.20）

与党と緊密に連携しながら、組織の在り方等について、早急に論点を整理し、具体化を進めていく」旨の答弁を行っている²⁸。また、木原内閣官房長官は、同年11月19日の衆議院内閣委員会で「新たに国家情報会議や国家情報局といった組織をつくるということに対し、やはり国民の理解を得なければいけない。国民のプライバシーの権利と国のインテリジェンスの強化というバランスを考えていかなければならない」旨の答弁を行っている²⁹。なお、令和8年度の機構・定員審査において国家情報会議の設置、内閣情報調査室の国家情報局への改組に向けた措置が講じられている³⁰。

その後、令和8年2月20日、高市内閣総理大臣は施政方針演説で、「インテリジェンスの司令塔機能を強化すべく、内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚から構成される『国家情報会議』を内閣に設置します。また、内閣情報調査室を『国家情報局』に格上げし、関係機関からの情報を集約し活用します。その分析結果も活かし、外国からの不当な干渉を防止するための制度設計を進めるなど、必要な対策を講じます」と述べた³¹。

こうした経緯を経て、国家情報会議設置法案（仮称）は第221回国会（特別会）に提出予定とされている（想定される法案の主な内容及び国家情報局³²と国家情報会議³³のイメージは以下のとおり（図表6、図表7））³⁴。

²⁸ 第219回国会衆議院本会議録第3号12頁（令7.11.4）及び第219回国会参議院本会議録第4号26頁（令7.11.6）

²⁹ 第219回国会衆議院内閣委員会議録第2号27頁（令7.11.19）

³⁰ 国家情報会議設置法（仮称）の施行に伴う体制整備として、29名が措置されている（内閣官房内閣人事局「令和8年度機構・定員等審査結果」（令7.12.26））。

³¹ 第221回国会衆議院本会議録第2号（令8.2.20）及び第221回国会参議院本会議録第2号（令8.2.20）

³² 自由民主党のインテリジェンス戦略本部（本部長は小林鷹之自由民主党政調会長）は、令和8年2月26日に、政府が創設を目指す司令塔組織「国家情報局」の実効性を担保する提言をまとめたとされる（同提言は同年3月3日に高市内閣総理大臣に手交された後、公表された）。小林鷹之政調会長は、国家情報局について「単に箱をつくるだけだとまったく意味がない」と指摘し、「運用・機能面、さらに対外情報（収集）、カウンターインテリジェンスをどうやって強化していくか、まだまだ課題は山積している」と訴えたとされる（『日本経済新聞』（令8.2.27））。

³³ 自由民主党のインテリジェンス戦略本部の提言（脚注32参照）3頁では、「国家情報戦略の対外公表」として、国家情報会議においても、諸外国の例に倣い、政府の中長期的な情報活動の推進方策を取りまとめた文書を作成・公表するべきだとされている。

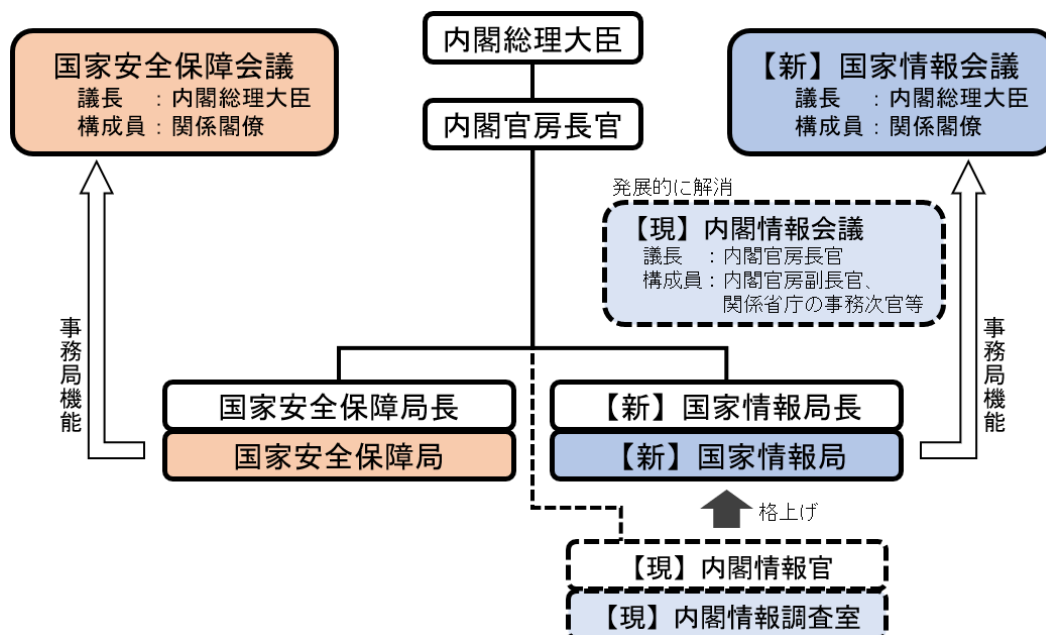
³⁴ 衆議院予算委員会において、木原官房長官は「情報部門と政策部門は相互に干渉し過ぎないように活動することが重要であり、新たな組織が立ち上がった後の運用には十分に配慮していきたい」とした上で、「新たな組織が安全保障政策等の企画立案機能を持つものでないことは、制度的にも明らかにしたいと思っている」旨の答弁を行っている（第221回国会衆議院予算委員会議録第2号（令8.2.27））。

図表 6 国家情報会議設置法案（仮称）の想定される主な内容

- I. 国家情報会議を内閣に設置する
 国家情報会議を内閣に設置することを法律上規定しようとする考えられる。
- II. 国家情報会議の所掌事務等を定める
 【審議対象】
 情報活動やカウンターインテリジェンスに関する基本方針等が盛り込まれた「国家情報戦略」等が想定される。
 【構成員】
 国家安全保障会議の議長が内閣総理大臣であることと同様に、国家情報会議の議長も内閣総理大臣とするほか、議員に関係閣僚を置くことが想定される。
 【権限】
 国家安全保障会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号）第 6 条第 2 項の規定と同様に、国家情報会議についても、各省庁に対して資料・情報提供の義務等を課すことが想定される。
- III. 国家情報局を内閣官房に設置し、国家情報局長を置く
 国家安全保障会議設置法第 12 条の規定と同様に、国家情報会議設置法案で、国家情報会議の事務は国家情報局において処理すると規定されることが考えられる。
 特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）が定める俸給月額（別表第 1）において、内閣情報官が常勤の大臣補佐官と同額とされるのに対し、国家安全保障局長は大臣政務官と同額とされている。国家情報局長の俸給月額は、国家安全保障局長と同様、つまり大臣政務官と同額とすることが想定される。

（出所）『産経新聞』（令 8. 1. 10）及び『朝日新聞』（令 8. 2. 11）等より作成

図表 7 国家情報局と国家情報会議の組織イメージ



（出所）『読売新聞』（令 7. 10. 24）を参考に作成

④～⑥に関して、高市内閣総理大臣は、令和7年11月26日の国家基本政策委員会合同審査会において、「スパイ防止法という名前になるかどうかは分からない³⁵が、インテリジェンス・スパイ防止関連の法制を作らなくてはならないということは参議院選挙における自民党の公約にも書かせていただいた³⁶。現在考えているのは、まず基本法的なもの、そして外国代理人登録法、それからロビー活動公開法などについて、本年検討を開始して、速やかに法案を策定するというを考えている」旨答弁した³⁷。その後、令和8年2月24日の衆議院本会議において、高市内閣総理大臣は「外国勢力が我が国の意思決定に不当に干渉するリスクが生じており、まずはその活動を阻止する仕組みが求められる。その内容については与党と緊密に連携しながら、課題や論点を整理している」旨答弁している³⁸。

なお、日本維新の会は、自由民主党と連立政権を組む前の令和7年10月1日に公表した中間論点整理³⁹において、外国代理人登録法⁴⁰及びロビー活動公開法

³⁵ 我が国にはスパイ防止法という名前の法令は存在しない。過去には、昭和60年に自由民主党が「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を国会に提出したものの、同法案は審議未了で廃案となっている（国家機密を漏らした場合、最高刑を死刑とする内容である。報道への圧力にもなる、あるいは国民の知る権利を侵すとして世論の反発が強く廃案となったとされる（『朝日新聞』（平25.10.4）及び『毎日新聞』（令7.11.29）を参照）。また、同党は昭和61年には前出の法案の内容を修正（最高刑を死刑から無期懲役にする等）した「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」の国会提出を試みたものの、党内での意見集約が整わず、同法案は国会提出に至らなかった。

³⁶ 令和7年5月22日に自由民主党治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会（当時の調査会長は高市現内閣総理大臣）が公表した提言（『治安力』の強化に関する提言～安全・安心な日本を取り戻すために～）においても、「我が国の重要情報を守る観点から、諸外国と同水準のスパイ防止法の導入に向けた検討も推進すべきである」とされた。また、令和7年7月の参議院議員通常選挙における複数の政党の公約では、いわゆるスパイ防止法の検討等が盛り込まれた（令和8年2月の衆議院議員総選挙においても同様である）。なお、第219回国会（臨時会）では、参政党から「防諜に関する施策の推進に関する法律案（参第4号）」及び「特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案（参第5号）」が、国民民主党から「インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（衆第6号）」がそれぞれ提出された。

³⁷ 第219回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第1号6頁（令7.11.26）

³⁸ 第221回国会衆議院本会議録第3号（令8.2.24）

³⁹ その後、日本維新の会の安全保障調査会インテリジェンス分科会は、令和8年3月2日に「提言 21世紀の国家安全保障とインテリジェンス構想【統括組織編】」を公表している。

⁴⁰ 米国の外国代理人登録法（FARA: Foreign Agents Registration Act）は、米国以外の国籍で、米国に在住し、外国勢力や団体の利益のために活動する者を外国代理人と定義し、司法省に登録する制度である。このデータベースは国防総省にも共有され、監視の必要があれば、実際に連邦捜査局（FBI）などが監視活動を行うことになっている。また故意による登録の拒否、虚偽の登録などを行った場合は、罪を問えることされる（小谷賢「日本のインテリジェンス強化へ政治家が果たすべき責務」『Wedge』令和8年2月号70～71頁）。なお、英国やカナダ、そしてオーストラリアも米国のFARAと類似の制度を創設している（詳細は、北島純「外国

の概要を以下のとおり記載しており（図表 8）、両法は一对の関係にあるとされる。

図表 8 外国代理人登録法及びロビー活動透明化法の概要

<p>外国代理人登録法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国代理人登録法」とは、外国政府並びに外国の組織及び企業等の利益のために、国内で政治的又は宣伝的な活動を行う者を透明化することを目的とする。 ・国内で活動する「外国の利益を代表して活動する者（外国代理人）」は、政府の所定機関に登録し、活動内容及び資金の出所等を報告する義務を負い、それらは公開される。当該義務等に違反した場合の刑罰を定める。
<p>ロビー活動公開法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ロビー活動公開法」とは、国会及び政府等に対するロビー活動を透明化し、政治に対する国民の信頼を確保することを目的とする。 ・国内でロビー活動を行う個人又は団体は、政府の所定機関に登録し、活動内容及び資金の出所等を報告する義務を負い、それらは公開される。当該義務等に違反した場合の刑罰を定める。

（出所）日本維新の会安全保障調査会インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース『「インテリジェンス改革」及び「スパイ防止法」（仮称）の策定に関する中間論点整理」を基に作成

また、④に関して、令和 7 年 11 月 20 日の参議院内閣委員会において、政府参考人（内閣情報調査室次長）は「対外情報庁の創設については、今般の連立政権合意書に盛り込まれているところであるが、政府においては、政府が推進すべき情報政策、情報活動の在り方全般について幅広く検討を進めていく中で、対外情報機能の充実強化⁴¹の在り方についても論点を整理していく所存である。外国との情報協力については、引き続き強化していくべきものというふうに考えており、重要な論点だと認識している」旨の答弁を行っている⁴²。高市内閣総理大臣は、令和 8 年 2 月 24 日の衆議院本会議において、「危機を未然に防ぎ国民の安全や国益を守るためには政府の対外情報機能についても充実させていくことが重要である。対外情報を収集するための組織の在り方等について、与

代理人登録法（FARA）を知る 米国のロビー活動透明化の歴史『週刊エコノミスト』令和 8 年 2 月 10 日 70 頁を参照。）

⁴¹ 自由民主党のインテリジェンス戦略本部の提言（脚注 32 参照）5 頁では、対外情報収集強化に関し、シギント（通信傍受による情報収集）の優先的な強化として、人権保護に十分配慮しつつ、対外的なシギント情報の収集・分析ツールの導入・強化に向けて必要な法制や実施体制についての論点整理と検討を早急に進める必要があるとされている。

⁴² 第 219 回国会参議院内閣委員会会議録第 2 号 16 頁（令 7. 11. 20）

党と緊密に連携して検討を進める」旨答弁している⁴³。

連立政権合意後、政府内での具体的な検討状況は明らかになっていないが、④～⑥の各検討課題については、国家情報局が発足後にその中心となって取り組むとする報道や⁴⁴、今夏にも有識者会議を設置して具体的な議論を始めるとの報道が見られる⁴⁵。

5. 課題や論点

以下、連立政権合意書で示された点を中心に、今後の我が国のインテリジェンス政策をめぐる主な課題や論点について、有識者の指摘等を取り上げながら、整理することとしたい。

(1) 我が国のインテリジェンス能力についての現状認識

我が国のインテリジェンス能力に関しては、その脆弱性を指摘する声が根強く存在する。例えば、小谷賢日本大学危機管理学部教授は「日本は『スパイ天国』と呼ばれて久しい。最近では国家機密だけではなく、民間企業や研究機関の持つ技術情報が狙われることも多くなってきた」旨の見解を示している⁴⁶。また、初代国家安全保障局長を務めた谷内正太郎氏ほか6名⁴⁷が、令和7年12月16日に公表した「我が国のインテリジェンス能力の抜本的強化に関する提言⁴⁸」では、「我が国の情報力、すなわちインテリジェンス能力は、諸外国に比して、著しく能力向上が遅れているのが現実である」旨が指摘されている⁴⁹。

石破内閣総理大臣（当時）は、令和7年5月22日の参議院予算委員会で「40年前からずっと議論はしてきたし、いろいろな摘発も行ってきた。今、違法な情報収集に対しては、不正競争防止法等、様々な法令を適用して厳正な取締りを行っている。我が国もカウンターインテリジェンスの取組を強化する等の対応は行っているが、今のままで十分かどうかの検証は行っていく必要がある。人権をきちんと守っていきながらも、我が国の国益を確保するための対策は今

⁴³ 第221回国会衆議院本会議録第3号（令8.2.24）

⁴⁴ 『産経新聞』（令8.1.10）

⁴⁵ 『朝日新聞』（令8.2.17）

⁴⁶ 小谷賢「国家情報局とスパイ防止法がなぜ必要か」『Voice』令和8年3月号64頁

⁴⁷ 島田和久元防衛事務次官、岡浩前駐エジプト・アラブ共和国特命全権大使、高見澤将林元内閣官房副長官補、林肇前駐英国特命全権大使、宮川眞喜雄元国家安全保障局参与、吉田圭秀前統合幕僚長の6名。

⁴⁸ 本政策提言は、提言者の個人的提言であり、提言者の旧所属組織及び現所属組織の意見を代表するものではない旨が提言書の末尾に記されている。

⁴⁹ 谷内正太郎ほか「我が国のインテリジェンス能力の抜本的強化に関する提言」1頁（令7.12.16）

後なお必要な部分がある」旨答弁した⁵⁰。また、令和7年8月、政府は質問主意書に対する答弁書で、「情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等に取り組んでいるところであり、日本が各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家であるとは考えていない」旨の見解を示した⁵¹。

その後、令和7年10月に発足した高市内閣における連立政権合意書で、我が国のインテリジェンス機能が脆弱であるという現状認識が示された上で、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であるとの危機意識の下、インテリジェンス・スパイ防止関連法制の策定の必要性が明記され、国会でもその旨の答弁が行われている。

今後、連立政権合意書の各項目についての議論を深める際には、政府が土台とする現状認識についても、より具体的な説明が求められる。

（２）国家情報局等の創設とインテリジェンス機能強化の関係性等

【有識者の懇談会による検討を経ない決定の妥当性】

国家情報局に関して、前出の谷内正太郎氏は「有識者の懇談会を設けて半年から1年かけてじっくり検討すべきだ」との意見を述べている⁵²。一方で、政府の決定プロセスは、令和7年10月20日の連立政権合意書から第221回国会（特別会）への法案提出を決めるまでの間に、高市内閣総理大臣から木原内閣官房長官に検討の指示が出され、政府において論点を整理し、検討が行われてきた⁵³ものの、有識者の懇談会の設置は行われていない。

もちろん、政府・与党が緊密に連携し、法案策定作業を行ってきたものと思われるが、国家情報局に関する制度設計についても、有識者の懇談会を設けて半年から1年かけてじっくり検討すべきであったとの意見に対し、政府は納得感が得られるような説明を尽くすべきであろう。

【国家情報局等の創設とインテリジェンス機能強化の関係性】

令和7年12月16日に公表された「我が国のインテリジェンス能力の抜本的強化に関する提言」では、インテリジェンス・プロセス（サイクル）が健全に機能するための条件として、「政策決定者＝情報を使う者、特に、総理官邸から

⁵⁰ 第217回国会参議院予算委員会会議録第17号19頁（令7.5.19）

⁵¹ 内閣参質218第8号（令7.8.15）

⁵² 『日本経済新聞』（令7.12.25）

⁵³ 第219回国会参議院内閣委員会会議録第2号19頁（令7.11.20）

のインテリジェンス・コミュニティに対する情報要求、つまり『問』が重要であり、それが全てのスタートになる。政策目的が明確であれば、『問』も具体的になり、インテリジェンス・コミュニティの達成目標も絞り込まれる。結果として報告の当否も明瞭になり、フィードバック・新たな情報要求も具体的になる⁵⁴」とした上で、「インテリジェンス・サイクルが健全に機能することが、インテリジェンス能力強化の前提条件である。そうでなければ、いくら情報部門を強化しても宝の持ち腐れになる」と警鐘を鳴らしている⁵⁵。

政策決定者からのリクワイアメント（要求）が明確でないとインテリジェンス・プロセス（サイクル）は健全に機能せず、いくら国家情報局等の創設等によって情報部門を強化してもインテリジェンス機能は強化されないとも考えられ、政策決定者の側によるリクワイアメント（要求）の明確化が図られていくのかどうかも重要であろう⁵⁶。

（3）国家情報局等の創設の意義及び効果、留意点

【国家情報局等の創設の意義及び効果】

内閣情報官と内閣情報調査室の格上げに関して、柳淳公益財団法人日本国際問題研究所プラットフォーム本部長は、「内閣情報局（事務次官級）と内閣情報調査室を『国家情報局長』（政務官級）と『国家情報局』に格上げすることは、それ自体はあまり実質的な意味を持たない。同格にしなくても、近年、国家安全保障局長と内閣情報官、国家安全保障局と内閣情報調査室とは緊密に連携していると評価されている」との評価を示している。その上で、同氏は「内閣情報調査室と比べて国家情報局の機能を実質的に強化する⁵⁷ために、国家安全保障局・同局長に与えられているのと同様の情報アクセス権（他省庁に情報を提供

⁵⁴ 同様に、兼原信克麗澤大学特任教授は「『何を知りたいか』について具体的な指示を出すことが必要である。そうして初めてインテリジェンス・サイクルが起動する。情報機関はセンサーである。脳に相当する首相から指令が出て初めて起動する」と指摘している（『日本経済新聞』（令 8. 2. 4））。

⁵⁵ 谷内正太郎ほか「我が国のインテリジェンス能力の抜本的強化に関する提言」4頁（令 7. 12. 16）

⁵⁶ この点に関連し、自由民主党のインテリジェンス戦略本部の提言（脚注 32 参照）3頁では、「新設される国家情報会議への政治家の主体的な参画を通じて、インテリジェンスの重要性に関する情報カスタマー側の理解増進と意識強化を図る必要がある」とされている。

⁵⁷ 現行の内閣情報調査室の権限について、政府参考人（内閣官房内閣審議官）は「関係省庁に対して情報提供を求めることを法的な権限として明確に規定したものはないが、閣議決定により、各省庁は緊急事態が発生するおそれのある情報等を把握した場合には内閣情報調査室に直ちに報告することとされている」旨答弁している（第 162 回国会衆議院安全保障委員会議録第 6 号 12 頁（平 17. 4. 8））。

させる権限、他省庁にとっては情報を提供する義務)を付与すべきとの意見がある。『国家情報局長』にアクセス権が付与されれば情報集約機能を制度的に担保するものとなろう」としている。さらに、同氏は「『国家情報局』に集まる情報が質量ともに充実したとしても『国家情報局長』一人では情報過多の洪水に溺れてしまう。かかる事態を回避するためには、内閣情報分析官の人数・任期・支援体制などを含め、集約・評価体制の拡充が必要であろう」旨の提案を行っている⁵⁸。

【国家情報局の担当事務の多さに比した人員規模等】

江崎道朗麗澤大学特任教授は、国家情報局の担当事務には、従来の情報分析と官邸への報告に加えて、①国家情報会議の事務局、②各機関からの情報収集(政府クラウドと通信インフラの整備・管理)とそれに伴う分析レベル向上、③経済安全保障上のリスクが高い個別案件に関する情報収集と分析・評価、④対外情報庁の制度設計、⑤インテリジェンス・スパイ防止関連法制の検討・法案策定等が追加される予定である一方で、定員増が29名である点について、「これで対応できるのか」と指摘している⁵⁹。

【国家情報会議と国家情報局のメンバーに対する適性評価の在り方】

江崎道朗麗澤大学特任教授は、「防諜体制の強化、特に各情報機関の情報にアクセスする権限を有する国家情報会議(各大臣)と国家情報局のメンバー(一般の国家公務員)に対する適格性審査をかなり厳しく実施できるようにすべきである」旨も指摘している⁶⁰。適格性審査とは、「特定秘密の保護に関する法律」(平成25年法律第108号)(以下「特定秘密保護法」という。)及び「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(令和6年法律第27号)(以下「重要経済安保情報保護活用法」という。)における適性評価を指すと思われるが、政務三役は両法の適性評価の対象とされていない。なお、政務三役が適性評価の対象外とされている点について、重要経済安保情報保護活用法の法案審議に際し、高市経済安全保障担当大臣(当時)からは、「内閣総理大臣により任命に当たり必要な考慮がなされることから適性評価の対象外としている。特定秘密保護法でも同様の扱いである。そして、英国、フランス、ドイツ等では、閣僚は適性評価の対象外となっている。それから、適性評価を免除されたとしても、漏え

⁵⁸ 柳淳「国間研戦略コメント(2025-14) 日本の国力としてのインテリジェンス強化」
(<https://www.jiia.or.jp/jpn/report/2025/11/2025-14.html>)

⁵⁹ 江崎道朗「進展するインテリジェンス改革と課題」『正論』令和8年3月号161頁

⁶⁰ 同上

いした場合には、適性評価を受けた職員と同じく、最大5年の拘禁刑などの罰則の対象になる」旨の答弁があった⁶¹。

国家情報会議と国家情報局のメンバーに対する適性評価の在り方も含め、情報保全の強化の必要性について議論を深めるべきではないか。

(4) 対外情報庁の創設

【対外情報庁の所掌事務や権限、その規模】

連立政権合意書における「独立した対外情報庁」が具体的にどのような事務を所掌し、どの程度の規模となるのかは明らかではない。諸外国においては、米国のCIA (Central Intelligence Agency) や英国のSIS (Secret Intelligence Service⁶²)、オーストラリアのASIS (Australian Secret Intelligence Service) 等が対外情報庁に相当する⁶³。なお、我が国では外務省の国際テロ情報収集ユニット (CTU-J) が国外での情報収集活動に従事しているが、その対象はテロ関連の情報に限定されている⁶⁴。

対外情報庁の所掌事務や権限、その規模については、同盟国・同志国の諸機関等を参考にしつつ、国家情報局設置後にも設置するとされる有識者会議で議論が行われるものと思われる⁶⁵。

【組織をどこに設けるのか】

令和7年10月に日本維新の会安全保障調査会がまとめた中間論点整理においては、独立した対外情報庁の設置先について、米国CIAのように国家安全保障会議又は国家安全保障局直下の独立機関とするか、英国SISのように外務大臣管轄下の独立機関とするかは、要検討とされている⁶⁶。

この点に関連して、谷内正太郎元国家安全保障局長らは、令和7年12月の提言において、新組織は英国SISを参考にしつつも、ベースとしては公安調査

⁶¹ 第213回国会衆議院内閣委員会議録第5号19頁 (令6.3.27)

⁶² 通称名はMI6。

⁶³ 兼原信克麗澤大学特任教授は「英国のMI6やオーストラリアのASISなど秘密情報部は、外務省とは別組織でありながら外相を総責任者として『第2外務省』のようになっている。首相直轄にしないのは工作が失敗した時に責任が及ばないようにするためである」としている (『日本経済新聞』(令8.2.4))。

⁶⁴ 令和5年3月9日の衆議院安全保障委員会でCTU-Jの位置付けについて問われた林外務大臣 (当時) は「テロの未然防止及び仮に発生した場合の有効な対処のために設立したものであり、対外情報機関を新たに設置したものではない」との認識を示している (第211回国会衆議院安全保障委員会議録第2号6頁 (令5.3.9))。

⁶⁵ 『朝日新聞』(令8.2.17)

⁶⁶ 日本維新の会安全保障調査会インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース『インテリジェンス改革』及び『スパイ防止法』(仮称)の策定に関する中間論点整理 (令7.10.1)

庁（破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の事務に従事する者を除く）を発展的に改組することが妥当⁶⁷であり、国際テロ情報収集ユニット（CTU-J）も新組織に融合させることが適当である旨の意見を示している⁶⁸。

また、北村エコノミックセキュリティ代表の北村滋氏⁶⁹は、外務省の国際テロ情報収集ユニット（CTU-J）は対外情報機関の嚆矢とも言うべきものであり、同組織をベースに対外情報機関を立ち上げるとともに活動範囲を広げるべきである旨の意見を示している⁷⁰。

【民主的統制の在り方】

平成 26 年に衆議院及び参議院に情報監視審査会を設置するために国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の改正が行われているが、その際の改正法⁷¹附則第 3 項には、改正法施行後、「我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」との規定が置かれている。そのため、対外情報庁の目的次第では、今後、同項に基づく検討が求められる可能性もある。

国家のインテリジェンス機能は、軍事力や警察力と同様に、強力な権力的機能の一種であり、仮にインテリジェンス組織が暴走することがあれば、国民の人権を著しく侵害し、あるいは国家の存亡そのものを危うくしかねない潜在的な危険性があるといった指摘も踏まえれば⁷²、対外情報庁に限らず、民主主義国家において、インテリジェンス・コミュニティに対する民主的統制が重要であることは論をまたない。立法府による統制は、理論的には最も民主的なものと言えるが、党派的対立の影響を受ける可能性があること、立法府側の専門的知識等が不十分な場合には適切な統制がなされないこと、秘匿性の保持に関し

⁶⁷ 小谷賢 日本大学危機管理学部教授も「公安調査庁の定員は 1,800 人程度であるので、破壊活動防止法に従事している調査官を法務省に残し、後の調査官は新たな対外インテリジェンス組織に合流させるというのも手であろう」との旨の意見を示している（小谷賢「日本のインテリジェンス強化へ政治家が果たすべき責務」『Wedge』令和 8 年 2 月号 71～72 頁）。

⁶⁸ 谷内正太郎ほか「我が国のインテリジェンス能力の抜本的強化に関する提言」9 頁（令 7.12.16）

⁶⁹ 同氏は内閣情報官、国家安全保障局長を歴任。

⁷⁰ 『産経新聞』（令 8.1.11）及び北村滋『国家安全保障とインテリジェンス』（中央公論新社 令 7.7）140 頁

⁷¹ 国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）

⁷² 小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』（講談社 令 7.4）285 頁

て脆弱な面があること等も指摘されている⁷³。

秘密保全のための措置が講じられている会議体としては、衆参両院に情報監視審査会が設置されている。ただし、情報監視審査会は特定秘密の保護に関する制度等の運用状況等に対する監視を目的とするため、インテリジェンス・コミュニティに対する民主的統制の観点からは、情報監視審査会が果たしている役割は、米国や英国等の類似の制度と比較し、依然として不十分であるとの指摘もある⁷⁴。

一方、行政府による統制は、立法府による統制とおおむね長所と短所が表裏一体にあるとされる⁷⁵が、国家公安委員会のように行政委員会制度を活用することを示唆する意見もある。小林良樹明治大学公共政策大学院特任教授は、英国とも米国とも異なる我が国特有の文化として「国家の警察活動やインテリジェンス活動等に対する不信感の文化」と「警察組織やインテリジェンス組織等に対する政治的中立の確保を重視する文化」を挙げ、行政委員会が一般の行政機関に比較して「政治的中立性の維持」や「専門性」に優れているとされること、委員の任命に衆参両院の同意を必要とするなど国会に対する責任も一定程度確保されていることを踏まえると、インテリジェンス・コミュニティに対する民主的統制の在り方を考えるに当たって、行政委員会制度は一定の参考になるとしている⁷⁶。

対外情報庁に係る議論を契機として、諸外国の例も参考にしつつ、インテリジェンス・コミュニティに対する民主的統制の在り方、そして、国会が果たすべき役割についても議論が及ぶことが考えられる⁷⁷。

⁷³ 小林良樹『なぜ、インテリジェンスは必要なのか』（慶應義塾大学出版会株式会社 令 3.6）274～275 頁

⁷⁴ 小林良樹「国会によるインテリジェンス・コミュニティに対する民主的統制—情報監視審査会によるインテリジェンス監督機能の評価—」『ガバナンス研究』No. 18（令 4.3）

⁷⁵ 小林良樹『なぜ、インテリジェンスは必要なのか』（慶應義塾大学出版会株式会社 令 3.6）275 頁

⁷⁶ 小林良樹『インテリジェンスの基礎理論（第二版）』（立花書房 平 26.6）198 頁

⁷⁷ 自由民主党のインテリジェンス戦略本部の提言（脚注 32 参照）6 頁では、情報活動に関する民主的監視の強化として、「対外情報収集能力の強化と並行して、政府の情報活動に関する民主的な監視についても強化が必要である。例えば、英国では超党派の議員から構成される議会の特別委員会が、専属スタッフのサポートを得ながら情報機関に対する独立監査を行い年次報告書を公表している。また、豪州では独立した監察官に情報関連機関に対する強力な監視・監督権限が付与されている。これら諸外国の例を参考に、対外情報収集能力の強化と併せてガバナンスの制度検討を具体化する必要がある」とされている。

(5) 情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関の創設

連立政権合意書における「情報要員（インテリジェンス・オフィサー）」の定義は明らかではないが、政府におけるそうした人材の養成に係る現状については、必ずしも実態が明らかではない⁷⁸。

具体的に政府の取組が読み取れるものとしては、平成20年2月に政府の情報機能強化検討会議が取りまとめた「官邸における情報機能の強化の方針」において、人的基盤整備の一つとして「情報コミュニティの機能強化・連携に役立つ人材を育成する」ため、「合同研修⁷⁹を実施する」とされている。なお、国会では、平成25年11月、衆議院国家安全保障に関する特別委員会において、菅義偉内閣官房長官（当時）は、情報関係の人材養成機関を設置する必要性について問われ、「機微に関するため具体的なことは申し上げられないが、海外との連携など、現在も様々な形で、そうした専門家育成はしている。しかし、日本は遅れていると思うので、しっかり対応していきたい」旨答弁している⁸⁰。「情報要員」の養成について、その詳細をつまびらかにすることは手の内を明かすことにつながるため、今後も、公開の場での議論には一定の制約がかかることが見込まれる。

なお、谷内正太郎元国家安全保障局長らは、令和7年12月の提言において、情報要員を各省庁が個別に採用し、個別に養成していることが、情報リテラシーや情報マインドの共通化を妨げていると指摘している⁸¹。

⁷⁸ 例えば、米国のインテリジェンス組織によるヒューミント活動は主に、インテリジェンス組織の職員を海外に派遣し、自国が必要としている秘密組織にアクセスが可能な現地の外国人等を情報源としてリクルートすることによって実施されるとされる（小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』（講談社 令7.4）177頁を参照。）

⁷⁹ 例示として、①高度情報保全研修として「情報コミュニティ内における高度な秘密保全措置を確保するため、外国情報機関の諜報活動の実態、クリアランス手続、施設保全点検の技術、電磁波漏えいに関する技術的事項等についての研修を行う」こと、②情報分析研修として「情報コミュニティにおけるオール・ソース・アナリシスを行うために必要な情報分析能力の向上のため、各情報手段の役割、分析の方法、収集・分析した情報の取扱い等についての研修を行う」こと、③専門分析研修として「情報コミュニティ内の情報分析担当官が、担当分野に関する高度な専門的能力を習得するとともに、相互理解を促進するため、大学や研究所等の専門家との意見交換、事例等を用いたゼミ、海外研修等を行う」ことが挙げられている（情報機能強化検討会議「官邸における情報機能の強化の方針」）。

⁸⁰ 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第5号10頁（平25.11.1）

⁸¹ 谷内正太郎ほか「我が国のインテリジェンス能力の抜本的強化に関する提言」7頁（令7.12.16）また、自由民主党のインテリジェンス戦略本部の提言（脚注32参照）5頁では、組織的な人材育成として、省庁横断の教育訓練制度を創設することも検討するべきとされ、海外の情報機関との人材交流や派遣についてもより積極的に取り組むことが望ましいとされている。

(6) インテリジェンス・スパイ防止関連法制の必要性

朝日新聞は令和7年12月8日の社説で、インテリジェンス・スパイ防止関連法制について、「捜査関係者の間でも『現行法でスパイ行為を取り締まることは可能』との見方は多い。それでもなお、新法が必要だというなら、まずその根拠が明確に示されなければならない」との意見を述べている⁸²。

確かに、平成25年には特定秘密保護法が制定され、その後、令和6年には重要経済安保情報保護活用法が制定された。このほか、民間企業の持つ営業秘密の漏えいを処罰対象とする「不正競争防止法」(平成5年法律第47号)も近年、累次の法改正を経て、重罰化⁸³等が措置されてきてはいる。

しかしながら、令和5年6月には、国立研究開発法人産業技術総合研究所の中国籍の元主任研究者がフッ素化合物の合成技術に関するデータを中国企業に送信した情報漏えいで逮捕される事案が起きる⁸⁴等、技術流出に係る事案が後を絶たない。産業スパイの取締りが国際的な比較の観点から見て甘く、我が国が抜け穴となるようであれば、同盟国・同志国が我が国と積極的な情報共有を図るインセンティブは薄れ、セキュリティ・クリアランス制度を有効活用して、国際共同研究を増やすといったことも絵に描いた餅となりかねないのではないか。

また、小谷賢日本大学危機管理学部教授は、「これらの法律では、情報の不正取得や取得のための働きかけやそそのかし(教唆)も処罰の対象となっているため、外国の情報機関等による情報の不正窃取に対応できる仕組みにも見える。しかし、これらの法律は、基本的に漏らす側、つまりは日本の国家公務員や民間企業の従業員に焦点を合わせたもので、外国の政府機関等を念頭に置いているとは言い難い」と指摘している⁸⁵。さらに、同教授は「情報を取りにくる行為を未然に防ごうとするなら、その行為を監視する必要があるが、特定秘密保護法などはそのような監視行為を規定しているわけではない。その結果、我が

⁸² 『朝日新聞』(令7.12.8)

⁸³ なお、戦中の陸海軍は、国防保安法や軍機保護法で最高刑を死刑として軍事機密の漏えいを取り締まったが、それでも年間300件以上の漏えい事件が起きていたことを挙げ、重罰化だけでは、機密情報の漏えいを完全に防ぐことは難しいことが洞察されるとする意見もある(上田篤盛、稲村悠「カウンターインテリジェンス—防諜論」(育鵬社 令6.8) 242~243頁)。

⁸⁴ 本事案について、令和7年2月、東京地方裁判所は中国籍の元主任研究員に懲役2年6月、罰金200万円の判決を出したが、4年の執行猶予がついたとされる。この判決について、荒井寿光元特許庁長官は「産業スパイに対する事実上の無罪放免だ」と憤った旨が報じられている(瀬川奈都子「旗振れど『産業スパイ天国』」『日本経済新聞』(令7.8.30))。

⁸⁵ 小谷賢「国家情報局とスパイ防止法がなぜ必要か」『Voice』令和8年3月号 65頁

国の秘密保護法制度は、情報流出の防止という本来の役割を果たしておらず、漏らした側への罰則適用という視点から運用されているに過ぎない」旨を指摘している⁸⁶。

また、谷内正太郎元国家安全保障局長らは、令和7年12月の提言において、「我が国においては、有害な情報収集活動を処罰する法令（いわゆるスパイ防止法）が著しく不十分であり、他国に比し、国益に直結する機微情報の流出を阻止する機能が著しく弱いと言わざるを得ない。これは世界的に見ても異例の状態であり、諸外国との情報協力の強化を妨げる材料となっている」旨を述べている⁸⁷。

外国ではスパイ活動が及ぼす経済損失は決して小さいものではないという報告もあり⁸⁸、仮にスパイ活動を探知する手法や法制度が我が国において脆弱であるのならば、そうした面での対応の必要性は一つの論点になるのではないか。

（7）インテリジェンス・スパイ防止関連法制制定に係る留意点

インテリジェンス・スパイ防止関連法制について、谷内正太郎元国家安全保障局長らは、令和7年12月の提言において、「このような法制を整備することで、邦人が海外で拘束された場合に、我が国が拘束した外国要員と交換するという諸外国と同様の手法を探ることが可能となる」旨を指摘している⁸⁹。

このほか、同提言は「有害な情報収集活動を処罰する法令⁹⁰は、通常の市民生活を送る国民の権利には何ら影響を及ぼすものではない。また、増大する在留外国人との共生を進める上でも有用な制度である。これらの点について国民に理解を求めることも重要である」とも指摘している⁹¹。

⁸⁶ 小谷賢「国家情報局とスパイ防止法がなぜ必要か」『Voice』令和8年3月号65～66頁

⁸⁷ 谷内正太郎ほか「我が国のインテリジェンス能力の抜本的強化に関する提言」10頁（令7.12.16）

⁸⁸ オーストラリアの防諜機関であるASIO（Australian Security Intelligence Organisation）は、外国のスパイ活動による経済損失（2023年7月から2024年6月まで）が約125億豪ドル（約1.2兆円）に上ったと報告したとされる（同機関が経済損失の試算を公表するのは初めて）（『日本経済新聞』（令7.8.1））。

⁸⁹ 谷内正太郎ほか「我が国のインテリジェンス能力の抜本的強化に関する提言」10頁（令7.12.16）

⁹⁰ かつてオーストラリアでは中国によるロビー活動が問題となり、そうした事態に対処するため、平成30年6月に外国政府干渉対策法（外国政府のためのロビー活動の登録義務（商業上のロビイストや元大臣にも及ぶ））を成立させているとされる（詳細は、石原雄介「中豪関係と『シャープパワー』概念」『NIDS コメンタリー第82号』（平30.8.1）を参照）。

⁹¹ 谷内正太郎ほか「我が国のインテリジェンス能力の抜本的強化に関する提言」10頁（令7.12.16）

また、小谷賢日本大学危機管理学部教授は、インテリジェンス・スパイ防止関連法制について「あくまで外国のスパイを対象とした法律なので、戦前の特高（特別高等警察）や憲兵隊が行ったような国民弾圧⁹²が再現されるおそれもない」旨を述べている⁹³。

その一方で、荻野富士夫小樽商科大学名誉教授は「軍機保護法⁹⁴を始めとするスパイ防止法令が、国民を思想選別する判断基準としても機能したこと。こうした歴史は記憶されるべきでしょう」と警鐘を鳴らしている⁹⁵。

また、外国代理人登録法について、朝日新聞は令和7年12月8日の社説で、外国勢力の動向が見えるようにするとともに、登録のない活動をあぶり出す狙いがあることに理解は示しつつも、「どこまでを外国勢力と見なすか。定義が曖昧なら、政府による恣意的な運用の懸念が拭えない」旨の懸念を表している。また、同社説は「より深い情報収集と的確な分析が必要だとしても、通信傍受や身分の偽装など、情報機関の活動や権限が際限なく広がれば、国民の自由や権利にかかわる問題が生じうる」とし、「情報機関が独断専行しないよう、国会など第三者がチェックできる仕組みも、併せて議論することが不可欠だ」と述べている⁹⁶。

国の安全を守るという名目で、国民のプライバシー情報が際限なく集められたり、思想・信条や報道の自由が制約されたりしないか、懸念は拭えない⁹⁷といった懸念の声もあり、政府は今後の検討において配意する必要があるろう。

（8）行政通信傍受の導入の必要性

日本国内における諸外国の情報機関の監視について、小谷賢日本大学危機管理学部教授は「警察庁、法務省公安調査庁、防衛省・自衛隊などが実施しているが、その監視手段は基本的には目視による監視と尾行であり、膨大な労力がかかる」とした上で、「欧米諸国では通信傍受による情報収集が基本である。こ

⁹² 特別高等警察や憲兵隊が当時の治安維持法等に基づき自国民を取り締まったこと等を念頭に置いた記載であると思われる。

⁹³ 『日本経済新聞』（令7.12.23）

⁹⁴ 明治32年に制定され、昭和20年に廃止されている。同法の問題点として「国民は何が軍事上の秘密であるかを知らぬままこれを収集し、犯罪者としての嫌疑を受けることもあった」と指摘されている（林武ほか「軍機保護法の制定過程と問題点」『防衛研究所紀要』第14巻第1号96頁（平23.12）を参照）。

⁹⁵ 『朝日新聞』（令7.10.10）

⁹⁶ 『朝日新聞』（令7.12.8）

⁹⁷ 『毎日新聞』（令8.2.20）

ここでいう通信傍受とは、平時から情報収集のために行う行政傍受のことである。情報機関による行政傍受は、基本的に自国民に対して行うものではなく、スパイ活動を行う可能性のある外国人やテロリストに対して行っている」と指摘している⁹⁸。

我が国では、通信傍受法⁹⁹で司法捜査において一定の制約の下で、通信傍受が認められているほか、第 217 回国会（令和 7 年常会）で成立した「サイバー対処能力強化法¹⁰⁰」によって、サイバー攻撃に対処するための通信情報の活用が規定され、国外が関係する通信の活用が行われることとなっている¹⁰¹。なお、通信の秘密との関係について、石破内閣総理大臣（当時）からは、「通信情報の利用は、国、基幹インフラ事業者等の重要な機能がサイバー攻撃により損なわれることを防ぐという高い公益性があること、他の方法によっては実態の把握、分析が著しく困難である場合に限り通信情報の利用を行うこと、一定の機械的な情報のみを自動的な方法により選別して分析すること、独立性の高いサイバー通信情報監理委員会¹⁰²が審査や検査を行うことなどから、通信の秘密に対する制約が公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度にとどまる制度としている」旨の答弁があった¹⁰³。

行政通信傍受について、高市内閣総理大臣は総理就任前の令和 7 年 8 月のインタビューで、「米国は外国情報監視法（F I S A）¹⁰⁴がある。行政通信傍受など効果的な手法を各情報機関や法執行機関が一律に用いることができる。英国

⁹⁸ 小谷賢「日本のインテリジェンス強化へ政治家が果たすべき責務」『Wedge』令和 8 年 2 月号 71 頁

⁹⁹ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成 11 年法律第 137 号）

¹⁰⁰ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和 7 年法律第 42 号）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第 43 号）

¹⁰¹ 通信情報の利用に係る規定については未施行（公布日（令和 7 年 5 月 23 日）から 2 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日に施行）。

¹⁰² 内閣府の外局として設置される行政委員会（いわゆる三条委員会）。令和 8 年 4 月 1 日に設置される予定。

¹⁰³ 第 217 回国会衆議院本会議録第 9 号 22 頁（令 7.3.18）

¹⁰⁴ 米国の外国情報監視法（F I S A : Foreign Intelligence Surveillance Act）については、国内における行政通信傍受の権限創設規定ではなく、権限確認規定又は権限規制規定であるとされる。国内においても、大統領は本来的な権限として対外諜報（防諜、国際テロ対策を含む）目的の行政通信傍受を行い得るが、それが憲法修正第 4 条（不合理な搜索押収の禁止）に適合した「合理的な搜索押収」として実施されるための枠組を、連邦議会が法律の形で提示したと解釈されているとされる（茂田忠良「インテリジェンスこぼれ話第 19 回 米国における行政通信傍受の法的規制」『警察公論』令和 6 年 8 月号 58～59 頁）。

にもドイツにも同様の制度はある」旨を述べたとされる¹⁰⁵。また、自由民主党のインテリジェンス戦略本部の提言（脚注 32 参照）では、「人権保護に十分配慮しつつ、我が国における対外的なシグント情報の収集・分析ツールの導入・強化に向けて必要な法制や実施体制についての論点整理と検討を早急に進める必要がある」とされている。

こうした制度を導入するどうかは日本国憲法第 21 条第 2 項の「通信の秘密」にも関わる事項であるほか、実効性の確保と人権のバランスをいかに図るのか等、制度設計における難しさもあり、慎重かつ丁寧な議論が必要になってこよう。

（内線 75103）

¹⁰⁵ 日本経済新聞電子版「高市早苗氏、スパイ防止法「通信傍受を可能に」 外国勢力が対象」（令 7.8.22）〈<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA154FM0V10C25A8000000/>〉